

『創大教育研究』への投稿に際しての注意事項

(2023年7月一部改訂)

『創大教育研究』へ「人を対象とする研究※」に基づく論文を投稿するにあたり、当該研究を行う研究代表者が所属する機関に研究倫理委員会が設置されているか否かで、本会が研究代表者に対して提出を求める書類の要否が変わります。具体的には以下の①②の通りです。

- ① 研究代表者が所属する機関に研究倫理委員会が設置されている場合、必ず同委員会へ研究倫理審査申請を行い、同委員会より承認を得て下さい。また、承認を得ている旨を投稿論文内（例えば、「方法」の章）に明記するようにして下さい。但し、承認を得ているとしても、本会が研究倫理の観点から適切でないと判断する場合があります、その場合には次の②に該当する対応をお願いすることがあります。
- ② 研究代表者が所属する機関に研究倫理委員会が設置されていない場合、所属機関の長（学校長、施設長など）より「研究実施承諾書」（別紙の雛形参照）を取得することが望ましいものとします。但し、投稿論文の内容によっては、本会より研究代表者に対し「研究実施承諾書」の取得を求めることがあり、更には、研究対象者（インタビュー対象者等）からも「研究参加に関する同意書」の取得をお願いする場合があります。

※「人を対象とする研究」とは、個人の発言・行動・心身・環境等に関する情報を扱う研究全般を指し、主に以下のようなデータの収集または使用を伴う研究です。

- ・ 研究対象者への質問紙調査
- ・ 研究対象者へのインタビュー
- ・ 研究対象者の観察記録（授業記録を含む）
- ・ 研究対象者の記述物（学修成果物などあらゆる記述物を含む）

なお、自らの研究が「人を対象とする研究」にあたるのかどうかの判別がつかない場合などは、本会編集委員会（edit_sues@soka.ac.jp）までお問い合わせ下さい